

東松山市私道等採納基準

東松山市私道等採納基準（平成29年3月23日決裁）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この基準は、市の管理に属しない既存の私道（付替え道路を含む。）及び水路を市が寄附採納を受ける場合（以下「採納」という。）の要件及び手続に関する基準を定めることを目的とする。

（道路の採納要件）

第2条 道路の採納は、次の各号に定める要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 起点及び終点が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第1号又は同条第2項に該当する公道に接続しているもの
- (2) 起点又は終点が前号に該当する公道に接続し受益戸数（ほかに接道がないもの）が5戸以上で、市長が特に生活上利用度の高いものと認めるもの

2 道路の採納は、前項に該当する場合のほか、次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路管理者が安全面及び管理上支障がなく、一般交通の用に供する道路と判断できるもの
- (2) 採納は全て無償とし、境界が明確で公共座標（世界測地系）による測量図があり、抵当権等の権利の設定がされておらず、所有権の移転が速やかにできるもの
- (3) 道路の占用物件その他の附属物が交通及び道路管理に支障のないもの

3 前2項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める道路については採納することができるものとする。

（水路の採納要件）

第3条 水路の採納は、次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 水路管理者が安全面及び管理上支障がないと判断できるもの
- (2) 起点及び終点が市の管理する水路又は河川に接続しているもの
- (3) 採納は全て無償とし、境界が明確で公共座標（世界測地系）による測量図があり、抵当権等の権利の設定がされておらず、所有権の移転が速やかにできるもの

（道路形態）

第4条 採納される道路形態は、次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路の幅員が4.00メートル以上であること。
- (2) 路面はアスファルト舗装され排水施設（L型側溝又はU字溝）が設置され、末流施設が明確で、機能しているもの

(3) 交差角120度以下の平面交差若しくは屈曲部分については原則隅切りが設置されており、1辺が2.00メートル以上であること。

(付替えによる道路)

第5条 付替えによる道路は、別に定める付替要件に該当し、既存道路と同幅員以上かつ同等以上の構造で採納できるものとする。

(事前協議)

第6条 採納しようとする者は、その申請前に市長と寄附事前協議書により事前協議を行わなければならない。

2 市長は前項の協議があった場合は、寄附事前協議回答書により回答するものとする。

(寄附申請)

第7条 前条の協議が整った場合には、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。なお、寄附事前協議回答日から1年以内に寄附申請書の提出がない場合は、再度、事前協議から手続を要するものとする。

(1) 寄附申請書

(2) 位置図

(3) 公図写

(4) 平面図

(5) 測量図

(6) 理由書

(7) 土地登記事項の証明書

(8) 印鑑登録証明書

(9) 同意書(共有等で所有者が複数の場合)

(10) 登記原因証明情報・承諾書(共有の場合には全員分必要)

(11) 現地写真

(12) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第8条 寄附行為により他の法令等に抵触すると思われるものについては原則として採納できないものとする。

第9条 市長は、この基準に定めるもののほか、採納に関し必要があると認めるときは別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和54年8月31日以前に既成されている道路の採納については、第4条第2号、第3号を適用しない。

3 昭和54年9月1日から平成18年3月31日までに築造されている道

路のうち公道から公道へ通りぬけている道路の採納については、第4条第2号、第3号を適用しない。

- 4 平成18年4月1日から第6条に規定する事前協議の日までに築造された道路は、原則として採納できないものとする。

寄附事前協議書

年 月 日

東松山市長

宛て

協議者
住 所

氏 名

(代理人 氏名
TEL)

下記の土地及び構造物等を寄附したいので、関係資料を添えて協議いたします。

記

1 対 象 地

2 対 象 施 設

3 内 容

4 理 由

5 添 付 資 料

- ①案内図 ②公図写 (対象地赤色着色) ③測量図 (測量済の場合) ④内容説明図
- ⑤写真 (寄附の範囲を赤線で明示) ⑥整備計画図 (新設・拡幅の場合)

寄 附 事 前 協 議 回 答 書

発第 号
年 月 日

様

東松山市長

年 月 日付けで、協議のあった件については、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 対 象 地
- 2 対 象 施 設
- 3 回 答 主 旨

寄附申請書

年 月 日

東松山市長

宛て

住所又は所在地

氏名又は代表者名

実印

下記の土地及び構造物等を寄附採納願いたく、関係図面・書類を添えて申請いたします。

1 添付図面・書類

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 位置図 | (9) 同意書(共有等で所有者が
複数の場合) |
| (2) 公図写 | (10) 登記原因証明情報・承諾書 |
| (3) 平面図 | (11) 現地写真 |
| (4) 構造図(新設・拡張の場合) | (12) その他必要と認めるもの |
| (5) 測量図 | |
| (6) 理由書 | |
| (7) 土地登記事項の証明書 | |
| (8) 印鑑登録証明書 | |

2 寄附不動産の明細

大字	字	地番	地目	地積	所有者
計					

3 寄附内容



登記原因証明情報・承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者（甲） 東松山市

義務者（乙） _____

(2) 不動産の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)	

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し、 年 月 日、本件不動産を道路敷地として寄附した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

3 所有権移転登記に関する承諾

上記のとおり相違ありませんので、私は、東松山市に本件不動産の所有権移転の登記をすることを承諾します。

年 月 日 さいたま地方法務局 東松山支局
上記のとおり相違ありません。

乙 住 所 _____

氏 名 _____ 印

甲 住 所 東松山市松葉町1-1-58 _____

埼玉県東松山市

氏 名 東松山市長 _____ 印

※ 1部提出

寄 附 申 請 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市長

宛て

住所又は所在地 東松山市松葉町1-1-58

氏名又は代表者名 松山 太郎



下記の土地及び構造物等を寄附採納願いたく、関係図面・書類を添えて申請いたします。

1 添付図面・書類

- (1) 位置図
- (2) 公図写
- (3) 平面図
- (4) 構造図（新設・拡張の場合）
- (5) 測量図
- (6) 理由書
- (7) 土地登記事項の証明書
- (8) 印鑑登録証明書
- (9) 同意書（共有等で所有者が複数の場合）
- (10) 登記原因証明情報・承諾書
- (11) 現地写真
- (12) その他必要と認めるもの

2 寄附不動産の明細

大字	字	地番	地目	地積	所有者
松山	松町	〇〇〇〇	公衆用道路	200㎡	松山 太郎
計		1件			

3 寄附内容

既存道路（位置指定道路等）の寄附

※1部提出

寄 附 事 前 協 議 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市長

宛て

住 所 東松山市松葉町1-1-58
協議者

氏 名 松山 太郎

〔 代理人 氏名 〇〇 〇〇
TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 〕

下記の土地及び構造物等を寄附したいので、関係資料を添えて協議いたします。

記

- 1 対 象 地 東松山市大字松山〇〇〇〇
- 2 対 象 施 設 位置指定道路、付替え道路、既存水路
- 3 内 容

建築基準法第42条1項5号の指定を受けている大字松山〇〇〇〇にある
私所有の道路（位置指定道路）を東松山市へ寄附する。

- 4 理 由

協議対象地を公衆用道路として有効利用していただき、併せて、維持管理を
東松山市でお願いしたい。

- 5 添 付 資 料

- ①案内図 ②公図写（対象地赤色着色）③測量図（測量済の場合）④内容説明図
- ⑤写真（寄附の範囲を赤線で明示）⑥整備計画図（新設・拡幅の場合）